



平成30年度

長崎県公共事業評価監視委員会意見書
(2)

平成30年11月22日

長崎県公共事業評価監視委員会

委員長 中村 聖三



平成30年度長崎県公共事業評価監視委員会意見書

諮問があった再評価対象の「一般県道 奥ノ平時津線(時津工区)道路改築事業」他1事業については、いずれも対応方針(原案)どおり認める。

【参考】

審議経過

- ・ 第3回委員会(平成30年10月31日開催)
再評価対象事業の説明及び審議

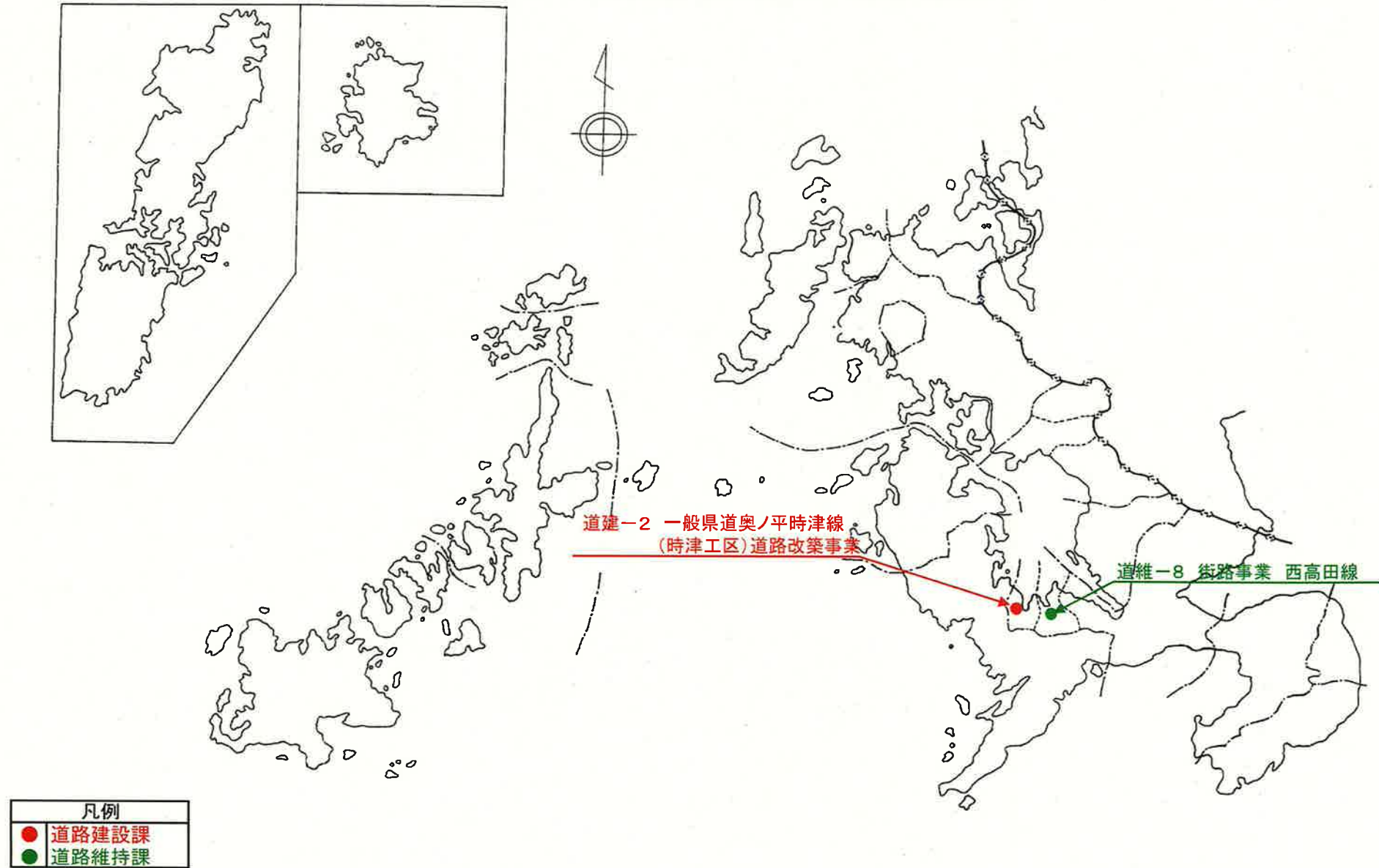
平成30年度 再評価対象事業数一覧

平30年10月作成

担当部	担当課	対象事業数	県事業	市町村事業	備考
水産部		0	0	0	
	漁港漁場課	0	0	0	
農林部		0	0	0	
	農村整備課	0	0	0	
	森林整備室	0	0	0	
環境部		0	0	0	
	水環境対策課	0	0	0	
土木部		2	1	1	
	都市政策課	0	0	0	
	道路建設課	1	1	0	
	道路維持課	1	0	1	長与町
	港湾課	0	0	0	
	河川課	0	0	0	
	砂防課	0	0	0	
	住宅課	0	0	0	
合計		2	1	1	

平成30年度再評価対象事業位置図

3



<別記 6>

平成30年度 再評価対象事業一覧表

平成30年10月作成

整理番号	事業計画						再評価の理由※2	再評価の視点										前回審議年度	対応方針(原案)						
	事業名	施設名	事業主体	事業箇所	事業概要	工期		事業進捗の状況及び見込み					上位計画への位置づけ、関連事業の状況	社会経済情勢の変化	地元等の意向	費用対効果分析				コスト削減及び代替案立案の可能性の有無					
						着工		完了	進捗率	用地進捗率	H30年度事業費	H31年度以降事業費				B/C	分析基礎の要因の変化								
						(億円)		(億円)													(%)	(%)	(億円)	(億円)	当初※1
道建-2	道路改築事業	一般県道奥ノ平時津線(時津工区)	県	西彼杵郡時津町	延長 L=3,400m 幅員 L=7.0(10.5)m	H26	H32	89.0	事業採択後5年経過②	40.7	30.6	85(89)	5.8	86.5	・長崎県総合計画チャレンジ2020 10-(1)-2「高規格幹線道路・地域高規格道路の整備による高速ネットワークの構築」に位置付けられている。 ・西彼杵道路の整備状況 指方バイパス(H17~H23完成) 西海パールラインⅠ期(H3~H10完成) 西海パールラインⅡ期(H9~H17完成) 小迎バイパス(H13~H24完成)	・近隣の時津第10工区で埋立造成・販売等を進めており、隣接する国道206号の交通量が増加している状況。	・「時津町」「島原半島幹線道路網建設促進期成会」「長崎県商工会議所連合会」から整備促進の要望を求めている。	1.40	1.24	【プラス要因】 ・交通量の増加(時津町の埋立開発に伴う) ・小型貨物車の原単位の変更(平成30年2月の費用便益分析マニュアル改定に伴う) ・建設発生土の他工区流用等、今後可能な限りコスト削減を図る。 【マイナス要因】 ・事業費の増(土質の相違に伴う工事内容の変更) ・工期の延長(各種対策工事の追加に伴う事業量の増加等)	トンネル工事に着手しており、代替案の可能性は無い。	-	継続		
道維-8	街路事業	西高田線	町	西彼杵郡長与町	延長 L=1,330m 幅員 L=14m	H15	H31	46.0										再評価後変更⑩	27.0	62.8	73(80)	1.8	14.2	・本事業と関連する組合施行の榎の鼻土地区画整理事業(H24~H30)の完成。 ・本路線に接続する路線について当面整備の見通しが立たないことから、JR長崎旧線との交差位置並びに交差方式の変更が必要となっている。 ・未着手区間(現道拡幅区間)の横断面構成について沿道利用状況や実態調査結果等の動向を含めた再検討を行い、改めて現時点で求められる機能に応じた横断面構成に見直すことで、地元の合意形成や事業の実施環境(事業費確保等)などの円滑化を図り、早期完成を目指す必要がある。	事業の進捗に伴い、地元自治会より未整備区間(現道拡幅区間)の交通環境改善に向けた早期完成が望まれている。
						H15	H38	43.0																	

※1 2回目以降の再評価の場合、「当初」は「前回」と置き換えている。

※2 「再評価の理由」の項目一覧

区分	水産庁、農林水産省 林野庁関係事業	国土交通省関係事業
	実施時期	
未着工	事業採択後5年未着工	
長期継続	① 事業採択後5年経過(補助事業) 事業採択後10(5)年経過(交付金事業)	
	② 再評価の必要性の判断基準に該当する事業 事業採択後6~9年目(交付金事業)	
	③ 事業期間5年以内の事業が大幅に工期が延びる見込み 事業採択後5年経過(交付金事業)	
	④ 準備・計画段階 予算化後5年経過	
準備・計画	⑤ 再評価後5年経過(補助・交付金事業) 再評価後10年経過(下水道事業)	
再評価後	⑥ 再評価実施後、工期延長または事業費増額の変更を行う事業 変更前の工期または事業費を超過する前年度まで	
	⑦ 社会経済情勢の急激な変化等(適宜)	
その他	⑧	

③: 10年経過
④: 5年経過
(5年経過時点で再評価が必要と判断)

長崎県公共事業評価監視委員会運営要領<別記1>より

※3 用地進捗率の上段は「事業費ベース」、下段()書きは「契約(面積)ベース」である。